日本政治法律学会（【公共政策】健康・福祉政策パネル：東アジアにおける薬物政策）
２０２１年５月１６日（日）（於、高崎経済大学）

韓国における健康・福祉政策の過去と現在（アヘンと大麻問題を中心に）

権　寧俊（新潟県立大学）

はじめに

- 本発表では、近現代の朝鮮半島におけるアヘンと大麻問題について考える。特に、開港期におけるアヘン流入と拡散問題を検討とともに、日本植民地時代に実施したアヘン政策を取り上げ、その背景と要因について考察する。さらに、戦後の大麻問題についても報告する。

植民地以前のアヘン流入・拡散の背景とその要因（１）

- 許浚著『東医宝鑑』（１６１０年頃刊行）＝朝鮮では文献として初めて「阿片」を紹介　→　「阿片」は腹痛などの痢疾の治療薬として紹介
- 朝鮮伝統社会での「阿片」の原料になる「ケシ（罌粟）」は単なる農家で栽培される薬剤の一部に過ぎなかった。
- アヘンを吸煙するものとして初めて文献で紹介したのは、『憲宗実録』（１８４０年３月２５日）であった。→　当時中国に派遣された朝貢使（朝鮮燕行使）により、清国人のアヘン被害が紹介されている。
- 朝鮮政府はアヘンの吸煙問題に対する厳しい警戒感をもつ

植民地以前のアヘン流入・拡散の背景とその要因（２）

- 1882年10月、清国と「商民水陸貿易章程」を締結
- 朝鮮においても清国の商人によってアヘンが流入され、アヘンの吸煙問題が発生
- 「章程」第二条（領事裁判権の規定）：朝鮮において清国人が罪を犯しても、それを朝鮮側が処罰することはできず、清国側が審議・判決する。
- アヘン戦争後、アヘンの輸入および清国国内生産・消費が事実上合法化　→　朝鮮人吸煙者の増加

朝鮮半島の華僑人口の変動表（1883～1943：人）

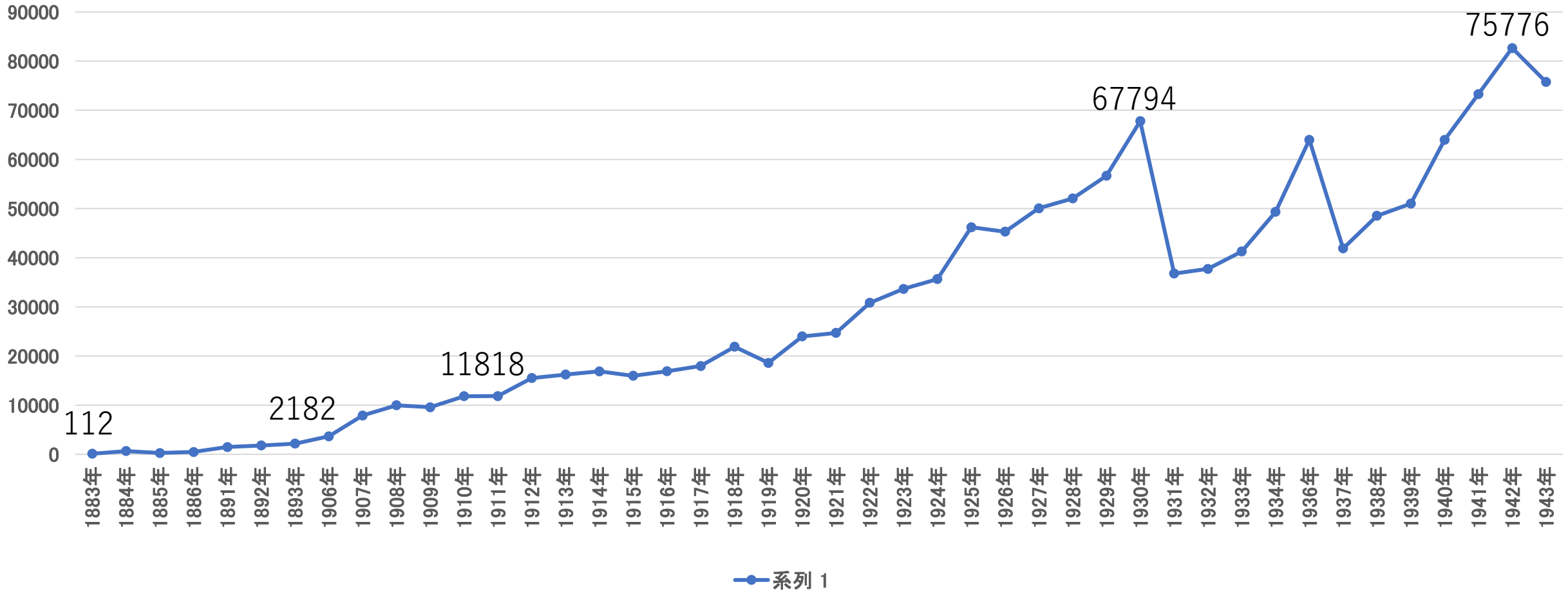

（出所）王恩美著『東アジア現代史のなかの韓国華僑』、三元社、2008年、46頁、66頁より作成。

大韓帝国期のアヘンの取締り政策

- １８９４年１０月１日、法務衙門により「阿片烟禁戒條例」が規定　➔朝鮮で初めてのアヘン禁止規定。
- 同条例では、アヘンを輸入・製造・販売する者は３年、アヘンの吸煙道具を輸入・製造・販売する者は２年の懲役とし、これを放置または協調する者も１００両以上２００両以下の罰金。

  また、吸煙者は２年以上３年以下の監禁に処する。
- １８９８年に「阿片烟禁戒條例」が「阿片禁止法」に転換。

  ➔　アヘン吸煙に対する取締りが強化（法令により処罰）。
- 取締り対象はアヘンを吸煙する朝鮮人に対するものであって、実際にアヘンを販売する清国人は処罰されなかった。

朝鮮人と清国人のアヘン吸煙者数（単位：人）

地　域	吸煙者数	地　域	吸煙者数	地　域	吸煙者数
ソウル	8,000	咸鏡南道	500	忠清道	130
平安南・北道	20,000	咸鏡北道	600	全羅北道	150
慶尚南道	600	京畿道	350	合計	35,730

（出所）「鮮清人吸煙者数」（『毎日新報』1912年1月16日）より作成。

日本植民地初期のアヘン政策

- 日本植民地としての朝鮮の役割：アヘンと麻薬の生産・供給地。
- 植民地初期の日本のアヘン政策：取締りを強化する強硬な姿勢
- 背景：「ハーグアヘン協約（Hague Opium Convention）」制定
- １９０９年、上海で国際アヘン委員会（Shanghai Opium Conference）開催
- １９１２年１月、オランダのハーグで開かれた国際アヘン委員会の会議
- アメリカ、イギリス、日本、中国、ロシア、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、トルコ、ポルトガル、タイなど１２ヶ国により、公式的な「アヘン禁止協約」調印。
- 朝鮮におけるアヘンの取締り：朝鮮総督府によって実施。

  ➔ 「朝鮮刑事令」（1912～14年）を発布し、アヘンに関する制裁を厳格化。

- 第一次世界大戦の勃発後、日本のアヘン政策は大きく急転換する。

アヘン生産地への転換

- １９１４年７月、第一次世界大戦の勃発：アヘンをめぐる重要な環境変化の要因　➔　日本のアヘン需給状況が大きく変化
- 背景
- 日本内地でのアヘン生産は、気候とケシの対抗作物である大麦・豆類の価格および賃金の急激な上昇により、さほど有利ではなかった。
- 日本の内務省の栽培奨励にも関わらず、日本内地のアヘン生産量は増加しなかった。
- トルコ・インド・イラン等の外国産アヘンを輸入することになった。
- 従来、アヘンを原料とする薬品すなわちモルヒネやアヘンアルカロイドなども、全て外国からの輸入に依存
- 戦争の影響で外国産薬品の輸入が困難になり、インド、イラン産アヘンの価額が急騰
- 日本は、台湾・関東州・満洲などの日本占領地・植民地で消費されるアヘンを朝鮮からも輸入して供給することにした。
- 国際アヘン価格が上昇して日本のアヘン輸入が難しくなると、朝鮮は日本の勢力圏内のアヘン生産地域として注目されるようになった。

ケシ栽培

美しい妖艶な花を咲かせるケシは、朝鮮では「楊貴妃」と称されていた。ケシが開花すると、子房（カプセル）をつける。青いうちのカプセルに、傷をつけて汁をとると、その汁がアヘンに精製される 。輸出商品になるためには、ちょうど幼児の頭ほどの大きさにならなければならない。

（出所）https://ja.wikipedia.org/wiki/より。

主な栽培地方
（1940年度の生アヘン収納高）

道名	栽培指定面積（町）	生アヘン収納高（kg）	道名	栽培指定面積（町）	生アヘン収納高（kg）
京畿道	115	156	忠清南道	150	93
全羅北道	235	134	全羅南道	50	36
慶尚北道	350	114	慶尚南道	170	103
黄海道	550	401	平安南道	790	512
咸鏡北道	4,505	15,214	江原道	2,300	1,655
咸鏡南道	2,845	14,870	計	12,060	32,929

（出所）朝鮮総督府財務局司計課『重要書類』（1940年4月）、『第79回帝国議会説明資料』（専売局の部、1941年12月）により作成。

「朝鮮アヘン令」（1919年）公布

- 大正八（一九一九）年、更に朝鮮阿片令を発布して阿片を政府の専売とし、個人の輸出入を厳禁しその売買授受並びに使用についても一層厳重なる制裁を加え、また罌粟の栽培は一定の地域を限りとくに指定せられたる者に対し周密なる管督のもとにこれを許可し、生産品は総てこれを政府に買収することとせり。製薬用阿片については、指定会社に限り政府払い下げの原料をもって麻薬類の製造に当らしめ、その原料並びに製品の出納を記録せしめて取締を劣らず。更に大正九（一九二〇）年「モルヒネ」「コカイン」及びその塩類の取締に関し規則を設け、麻薬類の売買授受並びに輸出入に対し一層厳重なる取締を励行する等阿片及びその他麻薬類の取締については総て内地と同様の装置を採れり

（出所）岡田芳政他編（『続現代史資料（１２）阿片問題』、みすず書房、1986年、一九八六年、34～35頁。

朝鮮におけるアヘン生産

年度	栽培農夫数（人）	ケシ栽培面積（町）	生アヘン生産高（kg）	年度	栽培農夫数（人）	ケシ栽培面積（町）	生アヘン生産高（kg）
1935	14,254	2,501	18,160	**1940**	52,198	7,354	32,928
1936	18,582	2,468	27,085	**1941**	69,142	8,502	50,734
1937	23,349	2,578	27,608	**1942**	65,117	6,720	25,970
1938	30,670	5,049	26,538	**1943**	79,360	7,566	39,433
1939	40,678	6,649	26,702	**1944**	82,640	7,688	37,810

（出所）「検察側証拠書類（64）」（早稲田大学図書館所蔵『極東国際軍事裁判記録』）、友邦協会所蔵『日本人の海外活動に関する調査』（「原稿」（2）専売事業の部）、江口圭一『資料日中戦争期阿片政策』（1985年）、18頁、長田欣也の論文により作成。

麻薬類の製造・販売

- 朝鮮総督府は民間で生産されたアヘンを全て政府に収納し、政府は指定した大正製薬株式会社にそれを払下げ、モルヒネの生産および販売を独占させた。
- 大正製薬は東京に本社を置き、京城（現ソウル）支店および工場を設置してモルヒネの生産と販売業務を遂行。
- 第一次世界大戦後、モルヒネなどの麻薬類がヨーロッパから再び輸入

  ➔　麻薬類の価格は下落し、その結果、大規模な設備投資を行った大正製薬は毎年大きな欠損。
- 1925年から27年にかけて大正製薬による麻薬類の密売事件が相次いで発生。
- 1930年3月、朝鮮総督府は麻薬類の製造・販売のすべて直接管轄。

  ➔　朝鮮における麻薬類生産の最大の企業は朝鮮総督府専売局となる。
- 朝鮮は台湾と関東州に生アヘンを輸出し、その地域から粗製モルヒネを輸入するようになった。
- 1935年度からは満州国にも生アヘンを輸出し始め、日中戦争の勃発以降、朝鮮は台湾、関東州、満州国に対するアヘンの生産・供給地となってきた。

韓国における大麻に関する政策

- 1930年代の世界大恐慌の際、朝鮮総督府は大麻栽培を積極的奨励
- 1935年4月、「朝鮮麻薬取締令」（印度大麻草は麻薬として定義）
- 1940年8月、「大麻需給調整規則」（朝鮮総督府告示）を制定・公布
- 1957年4月、「麻薬法」制定（大麻は規制対象にならず）。
- 1960年半ば、大麻の主な消費者は米軍人（メキシコ産大麻→韓国産大麻）。

  → 「ハッピースモーク（happy smoke）」の流行。

  → 米軍の大麻使用者取締件数は1967年約100件、1968年に517件、1969年に635件に急増。
- 1970年初、韓国産の大麻性分調査結果発表。

  → 日本、スペイン、ブラジル、インド、南アフリカ等より幻覚性分が多く入っており、世界13か国の大麻中、「テトラヒドロカンナビノール(Tetrahydrocannabinol；THC)」が一番多く含まれている。

韓国における大麻に関する政策

- 1970年8月、「習慣性医薬品管理法」制定。

  →「テトラヒドロカンナビノール（Tetrahydrocannabinol；THC)」および睡眠剤・覚醒剤などに該当する88種類の医薬品が対象。
- 1972年10月、「維新憲法」公布。
- 1973年3月、「習慣性医薬品管理法」改定。

  →　大麻草は、吸煙・摂取の以外にも、輸出入・売買または所持することはできない。「大麻＝麻薬＝違法」の堅持。
- 1975年2月12日、維新憲法と維新体制に対する信任を国民に問うための国民投票　→　選挙結果：賛成（74.4%）、反対（25.6%）
- 1975年12月、「大麻事件」→　大麻事犯＝社会の公敵＝維新改革に対する反抗勢力者（反国家、反時局、反倫理、反社会の行為）
- 1976年4月、「大麻管理法」制定。
- 1979年、「向精神性医薬品管理法」制定（「習慣性医薬品管理法」廃止）。

韓国における麻薬類事犯取締現況
（1970年～79年；単位、人）

年度	麻薬事犯	大麻事犯	その他	全体麻薬類事犯
1970	904（92.3%）	7（0.7%）	68（7.0%）	979（100%）
1971	759（81.5%）	60（6.4%）	112（12.1%）	931（100%）
1972	727（50.8%）	338（23.6%）	365（25.6%）	1,430（100%）
1973	508（43.8%）	348（30.0%）	303（26.2%）	1,159（100%）
1974	289（23.3%）	597（48.2%）	353（28.5%）	1,239（100%）
1975	275（19.0%）	952（65.8%）	219（15.2%）	1,446（100%）
1976	199（11.2%）	1,460（82.3%）	115（6.5%）	1,774（100%）
1977	132（14.6%）	639（70.8%）	131（14.6%）	902（100%）
1978	92（13.7%）	483（72.0%）	96（14.3%）	671（100%）
1979	19（4.0%）	357（74.5%）	103（21.5%）	479（100%）

（注）その他は、「習慣性医薬品管理法」による幻覚作用がある医薬品、すなわち、リゼルグ酸ジエチルアミド（LSD :Lysergsäurediethylamid）、アンフェタミン（Amphetamine）、バルビタール(Barbital)、 メプロバメート(Meprobamate）、プロポキシフェン(Propoxyphene)等のことである。
（出所）大検察庁『麻薬類犯罪白書、1990』1991年、237頁。주왕기「한국의 약물남용 실태와 마약류 공급 및 수요차단에서의 정부의 역활」（『青少年犯罪研究』12、法務部、 1994年、9頁より作成。

現在日韓の麻薬事犯検挙人員の比較

日本の年度別麻薬事犯検挙人員（単位：人）

年度	覚醒剤	麻薬及び向精神薬	アヘン	大麻	合計
2014	10,958	378	24	1,761	13,121
2015	11,022	398	3	2,101	13,524
2016	10,457	412	6	2,536	13,411
2017	10,113	409	12	3,008	13,542
2018	9,868	415	1	3,578	13,862

（出所）警察庁組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課「平成30年における組織犯罪の情勢」（2019年3月）より作成。

韓国の年度別麻薬事犯検挙人員（単位：人）

年度	麻薬	向精神性医薬品	大麻	合計
2013	685	7,902	1,177	9764
2014	676	8,121	1,187	9984
2015	1,153	9,624	1,139	11,916
2016	1,383	11,396	1,435	14,214
2017	1,475	10,921	1,727	14,123
2018	1,467	9,613	1,533	12,613

（出所）大検察庁『麻薬類犯罪白書』（2014年～2018年）、「1999麻薬事犯が１万人超える年」（『時事ジャーナリスト』第1544号、2019年5月17日）より作成。

終わりに

- 本発表の具体的な内容については以下の書籍参照されたい。
- 勉誠出版の『アジア遊学』
  （２０２１年７月～９月刊行予定）
- 今回の発表者である真殿仁美先生、崔学松先生
  今回の討論者である内田知行先生、関本紀子先生の論文もあります。

ご清聴ありがとうございました